

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年5月14日

石川県警察本部警務部会計課長

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 旧交通機動隊庁舎解体工事
- (2) 工事場所 金沢市泉本町6丁目 地内
- (3) 完成期日 令和元年10月31日
- (4) 工事概要 事務所
鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積1,164㎡
の解体工事一式
- (5) 総合評価方式 適用 (施工体制確認型)
- (6) 契約後VE方式 適用
- (7) 工事代金の支払条件等
 - ア 前払金について 有
 - イ 部分払と中間前金払について 有
- (8) 予定価格 54,648,000円 (税込み)
- (9) 低入札価格調査制度 適用
- (10) 失格基準価格 有
- (11) 契約保証金
石川県財務規則 (昭和38年石川県規則第67号) の規定により納付すること。ただし、同規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。
- (12) 入札方法 紙入札による (入札後審査型)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事の入札に参加することができる者は、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等 (平成8年石川県告示第354号) に基づく入札参加資格の確認を受けた者で、次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。ただし、経常建設共同企業体としての参加について、次に掲げる事項のうち (1) から (6) 並びに (7)

のイ、エ及びオは、石川県が別に定める「経常建設共同企業体の取扱いについて」のとおり取扱うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期間の末日からこの工事の開札の日までの期間に、石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、石川県が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (7) 次の要件をすべて満たす者であること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく解体工事業の許可を有すること。

イ 法第 3 条第 1 項の許可に係る主たる営業所の所在地が石川県内にあること。

ウ 平成 29 年度に実施された法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間にあるもの。以下「結果通知書」という。）におけるとび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）の年間平均完成工事高が、5 千万円以上であること。

エ 配置予定技術者に係る事項

3 ヶ月以上の雇用関係にある者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の資格を有する者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。

(ア) 一級又は二級の土木施工管理技士（二級にあつては、種別を「土木」に限る。）であつて、解体工事に関する実務経験が 1 年以上ある又は建設業法における登録解体工事講習を受講した者

(イ) 一級又は二級の建築施工管理技士（二級にあつては、種別を「建築」又は「く体」に限る。）であつて、解体工事に関する実務経験が 1 年以上ある又は建設業

法における登録解体工事講習を受講した者

(ウ) 建設業法における登録解体工事試験に合格した者（平成17年度までに実施された解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者を含む。）

なお、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。

また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

※ この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」による主任技術者の兼務を認めない。

オ 施工実績に係る事項

平成 16 年度以降に石川県内において、公共機関等（国、地方公共団体、公団又は公社等）が発注した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による建築物の解体工事（主たる工事が解体工事に限る。）を元請として施工した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、出資比率 30%以上の構成員として 2 回以上施工した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。

(8) 総合評価方式に係る技術資料（作成要領は 3（2）による。）の内容が適正であること。

3 入札手続

(1) 設計図書の閲覧期間

この工事に係る設計図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧は次のとおり行う。

なお、設計図書の貸出しを希望する者は、閲覧の際に書面で申し込むこと。

ア 場所：石川県警察本部警務部会計課（石川県警察本部庁舎 4 階）

イ 期間：令和元年 5 月 14 日（火）から令和元年 6 月 6 日（木）までの間

（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

ウ 時間：9 時 00 分から 17 時 00 分までの間

(2) 総合評価方式に係る技術資料作成要領の閲覧方法

入札情報システム（下記ホームページアドレス）の入札予定画面より本工事の

技術資料作成要領をダウンロードすること。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=1700000>

(3) 質問書の受付期間及び方法

執行機関の長に対して、文書（様式は任意）で、令和元年5月14日（火）から令和元年5月29日（水）17時00分までに郵送又は持参にて石川県警察本部警務部会計課管財係へ提出（必着）

(4) 回答の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間 令和元年5月14日（火）から令和元年6月6日（木）
17時00分まで

イ 閲覧場所 石川県警察本部警務部会計課（石川県警察本部庁舎4階）

(5) 申請書等の提出について

ア 入札参加資格確認申請書

郵送又は持参により、令和元年5月29日（水）17時00分までに石川県警察本部警務部会計課管財係へ提出（必着）すること。（入札参加資格確認申請書（様式第1号）を添付すること。）

イ 提出書類

郵送又は持参により、令和元年5月29日（水）17時00分までに石川県警察本部警務部会計課管財係へ提出（必着）すること。

(ア) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(イ) 同種工事の施工実績が確認できる請負契約書等の写し

(ウ) 配置予定技術者等の資格及び工事経験や雇用期間が確認できる書類（主任（監理）技術者の資格及び免許書等の写し並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届、コリンズカルテ等）の写し

(エ) 業態調書

ウ 総合評価方式に係る技術資料

提出期限は上記イと同様とし、また、総合評価方式の技術資料に添付する書類のうち上記イ（イ）、（ウ）と重複するものは別途提出する必要はない。

(6) 入札書

入札書は石川県知事宛てとする。

入札書を入札箱に投入する前に見積内訳書を提出すること。

提出がない者は入札に参加できない。

(7) 入札日時

ア 入札場所：石川県警察本部入札室（石川県警察本部庁舎 2階）

イ 入札日時：令和元年 6 月 7 日（金）10時00分 即時開札

(8) 落札者決定予定日 令和元年 6 月 14 日（金）

ア 本工事は、入札価格が、予定価格の範囲内の価格を持って申込みをした者のうち、総合評価の最も高い者を落札候補者とする。

イ 本工事は、入札後に落札候補者の総合評価の高い順に参加資格の根拠となる資料等の確認を行い、適格である者を落札者として決定する。

ウ 本公告の 6 及び 7 に記載する調査により落札決定を延期することがある。

(9) 入札結果の公表 契約後、石川県警察ウェブサイトにおいて公表

(10) 入札参加資格否認の理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、石川県警察本部警務部会計課長に対し、その理由の説明を求めることができる。

イ 理由の説明の請求は、落札決定日の翌日から起算して 7 日目（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年条例第16号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日に当たる日（以下「休日」という。）があるときは、その日数を加算し、加算した期間について休日が含まれる場合も同様とする。）にあたる日の 17 時 00 分までに書面により行わなければならない。この場合、当該書面は申請書等の提出場所へ持参により提出すること。

ウ 理由の説明は、書面により行う。

4 入札保証金

免除する。

5 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 施工体制の確認

本工事は総合評価において、施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、次のとおり調査を行う。

(1) 施工体制の審査に係る聴取り調査の実施

開札後、入札参加者に対して速やかに施工体制の確認を行うための聴取り調査を実施するとともに、聴取り調査に際して、追加資料の提出を求めることとする。

(2) 追加資料の提出

追加資料の様式及び作成方法は、別紙「施工体制に関する調査及び低入札価格調査 説明書」及び別表「資料作成要領」の記載のとおりとし、提出期限は別途連絡するものとする。

また、追加資料提出の意向がない者は「施工体制に関する調査辞退申出書」を別途連絡する提出期限までに提出するものとし、この場合においては、当該入札を無効として取り扱う。

7 低入札価格調査

調査基準価格に満たない価格をもって申し込みをした者が落札候補者であるときは、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、次のとおり調査を行った上で、落札者を決定するものとする。

(1) 低入札価格調査に係る聴取り調査の実施

上記のおそれがあると認められるか否かについて、聴取り調査を実施するとともに、調査に際して、調査資料の提出を求めることとする。

(2) 調査資料の提出

調査資料の様式及び作成方法は、別紙「施工体制に関する調査及び低入札価格調査 説明書」及び別表「資料作成要領」の記載のとおりとし、提出期限は別途連絡するものとする。

(3) 低入札価格調査に協力しない場合の措置

調査資料を提出しない場合又は聴取り調査に応じない場合等、低入札価格調査に協力しない場合は、当該落札候補者を失格とした上で、指名停止措置を講ずることがある。

8 低入札価格調査を受けた者との契約に係る条件

低入札価格調査を受けた者との契約については、次の条件を付するものとする。

- ア 契約保証金及び発注者により契約が解除された場合の違約金は請負代金額の10分の3以上とすること
- イ 前払金は請負代金額の10分の2に相当する額以内とし、部分払に代えて中間前金払を選択した場合にあっては、10分の4に相当する額以内とすること
- ウ 本公告において求めている配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること

9 入札の無効

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び土木部競争入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 問い合わせ先

石川県警察本部警務部会計課管財係

郵便番号 920-8553

所在地 石川県金沢市鞍月1丁目1番地（石川県警察本部庁舎4階）

電話番号 076-225-0110（内線2275）